

住宅地内の堆積土砂を市が撤去します。

「倉吉市住宅地災害土砂排除事業」

豪雨等の災害により、隣接した斜面等から住宅地に流れ込んだ土砂等について、早期に生活の再建を図ることや2次災害の防止の観点から、次の要件を満たす場合、市が撤去（10%の受益者負担が必要）します。

1 撤去の対象

(1) 撤去対象物

- ①土砂等の流入により危険があると判断（市職員の現地確認）された家屋
- ②災害当時に人が居住していた家屋【住家】
- ③宅地内の堆積土砂、倒木、岩石等

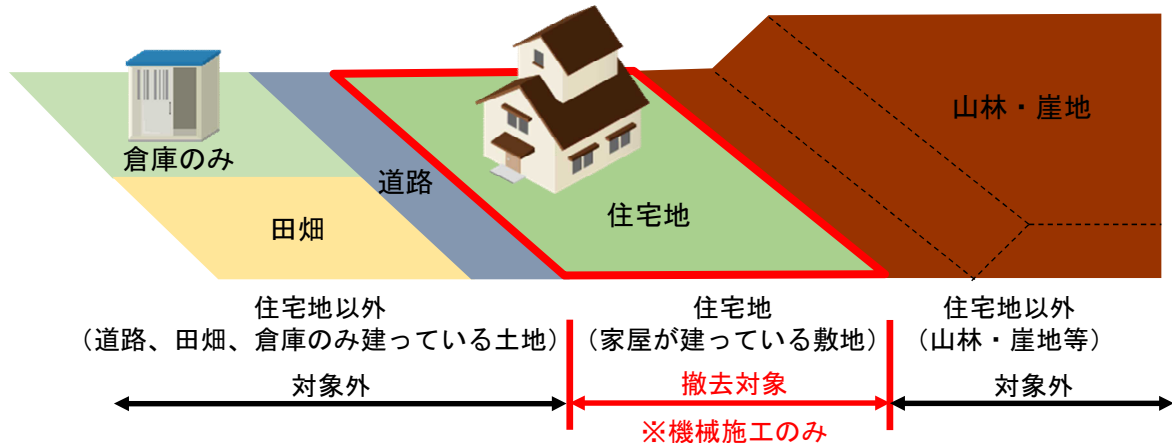
(2) 撤去範囲

①機械で撤去できる範囲

※人力で行えるものや機械が入れない箇所（家屋内、床下等）は対象となりません。

②住宅地（人が居住している敷地）内

※空家や宅地以外の田畑、山林、倉庫のみ建っている土地等は対象となりません。



2 対象経費及び負担額

(1) 対象経費

- ①建設業者等へ工事費
- ②上限額 40 万円（消費税額等 10%を含む。）
※上限額を超過する経費は全額受益者の負担となります。

(2) 受益者負担

- ①対象経費の 10%を負担
※工事完了後に納付書を発行します。

3 申込み方法

